

【聖蹟こども TERRACE】

病児保育室のご利用ガイドブック

病児保育の定義

病児保育とは、病児保育事業実施要綱に則り、病気の急性期を過ぎてもまだ回復に至らない場合で、観察や看護が必要ではあるが急変が認められない児童に対して、専用の保育室にて看護師等専門スタッフがお預かりして保育及び看護を行うものです。【聖蹟こども TERRACE】では、保育所に併設された病児保育専用スペース（保育室及び安静に過ごせる2つの個室）を設け、専属の看護師と保育士が対応致します。

※ご利用には事前登録が必要です。

事業者：株式会社ウィズチャイルド 代表取締役 田中铁太郎

多摩市関戸 1-1-5 ザ・スクエア E-5 代表番号 042-376-3541

施設概要：内閣府主幹 企業主導型保育園【聖蹟こども TERRACE】における病児保育事業として設置

実施場所：多摩市関戸 4-33-6（聖蹟こども TERRACE 併設）

電話番号：080-7192-3342（病児保育室専用ダイヤル）

開所時間：8:30～16:30

休所日：土曜日・日祝日・年末年始・看護師不在時

定員：一日最大2名まで（病状により1名に限定する場合あり）

施設長：小幡恵美子

職員配置：看護師1名・保育士1名（国が定める職員配置基準を順守）

面積：病児保育室（12.76㎡）1室 ・ 安静室（4.14㎡）2室

設備：専用送迎口・エアコン各室・洗面台各室・床暖房・トイレ・シャワー室・汚物槽

対象者：回復期に至らない場合や、病気の回復期ではあるが保育所や学校に行くことがまだ困難と思われる満1歳～概ね10歳までのお子様

住所の条件は特にないが、症状が急変した場合、概ね1時間以内にお迎えに来られること。

※特別な理由なく1歳以上で水痘ワクチン、MRワクチン（麻疹・風疹混合ワクチン）、BCGの接種をしていない方は、他の方への感染リスクを考慮し、お預かりできません

申込者：対象者であるお子様の保護者

原則は両親とする、但し、病状の経過も含め看護師と適切な情報交換ができる場合、日常的に関係性の深い祖父母や親族の方でも構わない。その場合には、両親のどちらかが必ず事前に連絡をいれること。※友人は保護者として認められない。

利用料金： 1日3,000円 初回登録料3,000円(1年更新：更新料3000円)

※2020年度についてはウィズチャイルド関係者の方の登録料、利用料金ともに無料といたします。

※ウィズチャイルド関係者…在園児・こどもリビング(学童保育)に登録しているこども・ウィズチャイルド職員のこども

※お支払いは現金にて承ります。

<ご利用の流れ>

事前登録



ご利用に際しては事前登録（親子面談）が必要となります。

まずはお電話にて面談の予約をお取りください。

登録に際し、初回登録料として 3000 円かかります。（1 年更新：更新料 3000 円）

事前面談では、ご利用の流れについてのご説明、登録票への記入、お子さまの普段の様子について聞き取りなどを行います。

持ち物：母子手帳・保険証・乳児医療証・印鑑（朱肉を使うもの）・登録料

※ウィズチャイルドをご利用の皆様は、ご利用の保育所・学童保育での登録が可能です。別途見学をご希望の方は事前に【聖蹟こども TERRACE】までご連絡ください。

病児保育室の予約



予約は前日予約となります。

利用希望の前日にお電話にてご予約ください

受付時間：14:00～18:30（月曜～金曜）

連絡先：080-7192-3342（病児保育室専用ダイヤル）

医療機関の受診



「診療情報提供書」を持参して医療機関を受診し、医師に「診療情報提供書」を発行してもらいます。

※「診療情報提供書」は発行日を含め 7 日間有効です。

但し 3 日間症状が回復に向かわなければ再受診をお願いすることもあります。

※空き状況はホームページにてご確認頂けますが、当日変更となる場合もあります。

※ご予約の際、伺った症状や内容で判断いたしますが、利用当日のお子様の状態によりお預かりできない場合があります。ご了承ください。

ご利用日

「診療情報提供書」・問診票/与薬依頼書・薬剤情報提供書（薬を処方された方）

をご持参のうえお越しください。

❖ 「登録票」

❖ 「診療情報提供書」

❖ 「問診票/与薬依頼書」 はすべてホームページよりダウンロードが可能です。

聖蹟こども TERRACE ホームページ内「病児保育」からご確認頂けます。

聖蹟こども TERRACE ホームページ URL：www.seiseki-kodomo-terrace.com

＜利用当日の持ち物＞

- ・ 診療情報提供書
- ・ 問診票/与薬依頼書
- ・ 薬剤情報提供書

- ・ お薬（保育時間内に服用する分のみ1回分ずつ小分けにしてお持ちください）
- ・ お弁当・離乳食（体調に応じて食べられるもの、食べやすいものをご用意ください）
- ・ 飲み物（麦茶の用意がありますが、そのほか必要に応じてご持参ください）
- ・ おやつ（体調に応じて食べられるものを必要に応じてご用意ください）
- ・ 食事用エプロン（必要に応じてご持参ください）
- ・ お手拭タオル
- ・ 着替え一式（ズボン、長袖シャツやTシャツ、パンツなど）
- ・ 紙おむつ・おしりふき（月齢が小さいお子様は多めにご用意ください）
- ・ 汚れ物入れ袋2～3枚（ビニール袋）

※嘔吐や下痢の症状があるお子様は着替えを多めにお持ちください。

※普段ご家庭で使っている玩具やタオル等、お子様が安心できるものがありましたらお持ちください。

◇◇病児の判断基準◇◇

- ・ **発熱** 体温37.5℃以上を発熱と捉え、身体状況が明らかに悪いと判断した時以外はお預かりします。感染症に伴う発熱の場合は、疾病ごとの基準に従ってください。
- ・ **腹痛** 痛みの強いときは急性期と考えて保護者のもとで観察してください。医師の診察の結果でお預かりが可能か看護師が判断します。
- ・ **下痢・嘔吐** 激しく、頻回に続く状態は急性期と考えて保護者のもとで観察してください。状態が落ち着いた段階でお預かりします。
- ・ **咳** 持続的に続く場合で、感染症に伴う咳の場合は、疾病ごとの基準に従ってください。
- ・ **発疹** 症状だけで判断できない感染性疾患の場合が考えられるため、医師の診察の結果でお預かりが可能か看護師が判断します。
- ・ **その他** 医師の診察・診療情報提供書の記載内容に応じた対応を行います。明らかに状態が悪く、食事や水分摂取が困難な場合はお預かりできない事もあります。

学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症の解説」にて疾患ごとの登園基準が明記されており、保育園・幼稚園も登園基準が規定されています。厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』に示される「感染しやすい期間」を概ね経過し、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時点からを当病児保育室の利用基準とし、かつ児童の状況や施設の体制等により、お預かりできるかどうかは看護師が判断致します。

どのような症状のお子様をお預かりできるか下記にあげますので、基準に沿ってご利用ください。

【登園基準】・・・保育所への登園が可能となる目安

[感染性疾患：学校伝染病について]

・インフルエンザ

発熱後にA型B型が判定され、発症後3日程度が経過し、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から保育園に登園できるまで。

【登園基準】発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後3日経過していること

・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から保育園に登園できるまで。

【登園基準】耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること

・咽頭結膜熱（プール熱）

高熱、充血、喉の痛み、嘔吐や下痢などの症状が落ち着き、水分や食事摂取が可能な状態で、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から保育園に登園できるまで。

【登園基準】発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること

・百日咳

医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から保育園に登園できるまで。抗菌薬を服用しない場合は、咳出現後3週間を経過している事。

【登園基準】特有の咳が消失していること または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること

[感染性疾患：小児科で重要とされるものについて]

・溶連菌感染症

適切な抗菌治療薬を開始後1日が経過し、水分や食事が摂取できるようになった上で、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から保育園に登園できるまで。

【登園基準】抗菌薬内服後24～48時間が経過していること

・手足口病

手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症して数日が経ち、発熱や口腔内の痛みが治まりつつあり、水分や食事が摂取できるようになった上で、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】発熱や口腔内に水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること

・伝染性紅斑（リンゴ病）

全身状態が良くなりつつあり、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】全身状態が良いこと

・ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）

嘔吐や下痢が落ち着き 24 時間以上が経過し、水分や食事が摂取でき、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から、登園できるまで。

【登園基準】嘔吐・下痢などの症状が治まり普段の食事がとれること

・ヘルパンギーナ

急性期の数日間を経過後、水分や食事が摂取でき、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること

・RSウイルス感染症

水分や食事が摂取でき、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】咳やゼロゼロなどの呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと

・帯状疱疹

発しんがかさぶたになりつつあり、医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること

・突発性発しん

医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

【登園基準】解熱後 1 日以上経過し全身状態が良いこと

・伝染性膿痂疹（とびひ）

医師が病児保育室での保育を可能と判断した時から登園できるまで。

※登園できる目安に至った場合でも、同症状が園内で流行している場合は、感染が落ちつくまで病児保育室の利用を促す事があります。

[感染性疾患：その他]

・感冒・上気道炎・気管支炎・咽頭炎・中耳炎・耳下腺炎

上記の疾患については、かかりつけ医師が病児保育室での保育を可能と判断した場合利用できます。

[その他の感染性疾患・皮膚疾患・外傷について]

かかりつけ医師が病児保育室での保育を可能と判断した上で、当病児保育室にてお預かりを判断致します。

[お預かりできない病気]

麻疹（はしか）・風疹・水痘・マイコプラズマ肺炎・結核
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎